

授業科目名	不法行為法	※選 択	開講年次	2	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	被害者の救済と損害の公平な分担	担当者	手塚 一郎			
講義概要	<p>【概要】交通事故や名誉毀損などニュースでも取り上げられるような「加害者と被害者が存在するトラブル」は、民法上は不法行為制度を使って解決が図られます。この講義では「どのようなトラブルがどのように解決されるのか」を、具体的な事例を使いながら説明していきます。不法行為の他、民法の規定に基づく債権発生原因として「事務管理」「不当利得」も扱います。</p> <p>【到達目標】講義内容に関連する民法および特別法上の条文を正確に理解することが目標です。具体的には、(1)最低限の専門用語の意味を理解すること、(2)講義内容に関連する主な制度の意義（どんな制度で、それがなぜ存在するのか）を理解すること、(3)それらの制度を使うと、トラブルがどのように解決されるのかを文章で説明できるようになること、です。</p>					
履修条件	必修科目の「民法概論」の単位を取得済であること、「契約法Ⅰ」「契約法Ⅱ」の単位を取得済か並行して履修中であることが望ましいですが、いずれも必須条件ではありません。					
教科書・参考書	<p>【教科書】レジュメ等の講義資料を毎回配布します。最新の六法を必ず持参してください。</p> <p>【参考書】池田真朗『スタートライン債権法』(2,520円/ISBN: 9784535517745)</p> <p>※他の参考書は授業中に必要に応じて紹介します。</p>					
授業回数	内容					
1	民法上の債権発生原因の概観					
2	不法行為法の基礎 — 不法行為の意義・不法行為法の基本原理					
3	一般的不法行為の成立要件[1]概観・権利侵害（違法性）・損害の発生					
4	一般的不法行為の成立要件[2]故意または過失・責任能力					
5	一般的不法行為の成立要件[3]因果関係					
6	不法行為の効果[1]損害賠償(1)損害の意義					
7	不法行為の効果[2]損害賠償(2)損害賠償の範囲					
8	不法行為の効果[3]損害賠償(3)賠償額の調整、差止請求					
9	民法上の特殊的不法行為[1]監督義務者の責任・使用者責任					
10	民法上の特殊的不法行為[2]物の関与による責任・共同不法行為					
11	不法行為に関する特別法[1]					
12	不法行為に関する特別法[2]					
13	事務管理					
14	不当利得					
15	講義のまとめ — 紛争解決の実際					
評価方法	(1)確認テスト（全14回）、(2)提出課題〔宿題〕（全3回）、(3)学期末レポート（全1回）の合計に、(4)授業への参加度（条文や教科書の音読等）を加味して、評価します。					
評価基準	上述の「到達目標」に示した内容を目安とし、(1)講義内容に関連する最低限の専門用語を修得できればC評価、(2)講義内容に関連する主な制度の意義を理解できていればB評価、(3)それらの制度を使うとトラブルがどのように解決されるのかを文章で説明できるようになればA評価とし、(1)に未到達の者はD評価またはE評価とします。					
その他	<p>1.授業運営上インターネットを活用する予定です。</p> <p>2.提出課題やレポートは授業中に作成・提出してもらう可能性もあります。</p> <p>※Eカリキュラム（経営法）コースの学生は選択必修科目</p>					

